

～魅力的な公園に再整備～

「つがの里」の総合公園化基本計画の策定について

1. 計画策定の目的

本市を代表する公園であるつがの里ではあるが、聖地公園、ファミリーパーク、ふるさとセンターパークの三つの公園がそれぞれの目的で整備されてきた経過があり、公園としての一体感に欠け、公園が有する役割や機能、既存施設間の連携などが図られていないという課題がある。

このことから、つがの里が有する課題を整理し、既存施設を含めた公園全体における効果的な利活用などについて検討することで、公園全体の魅力向上を図るとともに、本市の観光拠点の一つとして地域の活性化にも寄与できる公園とするための基本計画を策定するものである。

2. 策定年度

平成29年度

3. 計画策定の概要

1) 利用者実態調査及び課題の整理を行う

- ・公園利用者等へのアンケート調査により利用状況を把握し、課題の整理分析を行う。
- ・課題の整理分析結果を踏まえ、その対策方法について整理する。

2) 基本方針の決定

- ・実態調査や課題の整理分析結果を踏まえ、本市を代表する総合公園であることや、豊かな自然環境を有している公園であることなど、つがの里の特徴を踏まえた基本方針を設定する。

3) 基本計画の策定

- ・基本方針等に基づき、公園内全体のゾーニングの見直しや回遊性を考慮した園路の見直しについて検討を行う。
- ・ふるさとセンターをはじめ、ファミリーパークプラザ、体験交流館といった核となる既存施設の有効活用について検討を行う。
- ・つがの里へのアクセス道路の確保について検討を行う。

4. 策定体制

1) 庁内における体制

- ・つがの里に係る課で構成する検討部会を設置し、検討を行う。

2) 市民参加

- ・懇談会を設置し、広く市民や利用者の意見を聴きながら検討を行う。
- ・地域会議の意見を聴くこととする。
- ・パブリックコメントにより広く市民の意見を聴くこととする。

[問合せ先]

建設水道部 公園緑地課

公園緑地整備係：菊池

電話 0282-21-2413

公園区域図

S=1:50



ファミリーパーク
近隣公園 3.2ha

ふるさとセンターパーク
近隣公園 3.1ha

ふれあいの森
土砂流出防備保安林
3.7ha

都賀聖地公園
特殊公園 13.3ha

つがの里
地区公園 8.64ha

【凡例】



①つがの里(8.64ha) H5開園 H23廃止



②ファミリーパーク(3.2ha) H8開園



③都賀聖地公園(13.3ha) H23開園



④ふるさとセンターパーク(3.1ha) H23開園

全体面積(19.6ha)